住所　大阪市中央区安堂寺町２丁目６番11―2503号
唐慧文　昭和33年10月12日生
閻暁萍　昭和34年８月12日生
唐博　平成10年10月16日生
住所　石川県金沢市北町乙７番地１
孫進　昭和43年４月18日生
住所　福岡市博多区東比恵３丁目24番24―205号
沈克弘　昭和36年３月９日生
住所　東京都豊島区上池袋２丁目44番６号
庄加麗　平成元年７月15日生
住所　東京都北区田端新町３丁目16番12号
林大一　昭和50年７月26日生
李明蘭　昭和50年９月29日生
林紗愛　平成12年５月25日生
林紗奈　平成16年４月22日生
林悠奈　平成21年１月12日生
住所　福岡県田川郡糸田町813番地５
洪芳恵　昭和53年12月６日生
住所　大分市大字永興2034番地11
李泰成　昭和40年９月13日生
住所　東京都世田谷区北烏山７丁目17番９号
金和玲　平成元年３月１日生
住所　東京都世田谷区玉川台２丁目11番17号
李貴子　昭和55年８月24日生
住所　佐賀県杵島郡大町町大字大町5924番地
金昌満　昭和36年１月８日生
住所　山口県周南市周陽１丁目14番16号
許美紀子　昭和40年４月24日生
住所　仙台市青葉区中山台西９番地２
李宗胤　昭和59年10月９日生
住所　大分県別府市大字亀川1759番地104
朴慶弘　平成元年９月15日生
住所　北九州市若松区中川町10番14号
金愛　平成３年１月２日生
住所　東京都立川市柏町３丁目23番地１
李哲男　平成２年９月30日生
住所　千葉県我孫子市天王台６丁目15番10号
李昌秀　昭和60年６月15日生
住所　三重県多気郡明和町大字中村1079番地
金圭子　昭和39年３月３日生

○外務省告示第百五十三号

平成二十六年四月十六日にニューデリー（インド）で、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで
4　署名者
日本側　八木毅在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十六年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第百五十四号

平成二十六年四月十一日にハノイで、ベトナムテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ベトナムテレビ番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四千九百四十万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年六月三十日まで
4　署名者
日本側　深田博史在ベトナム大使
ベトナム側　チャン・ビン・ミン　ベトナムテレビ（政府系機関）社長

平成二十六年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・八トン
二	○トン
三	四トン
四	三三、四二二トン
五	一、四八〇トン
六	七トン
七	一八トン
八	一トン
九	四六、九七〇トン
一〇	八、三六四トン
一一	四、三八七トン
一二	七八、九二八トン
一三	五、六三八、二四七トン
一四	一、三〇四、四六〇トン
一四の二	六四六、〇三三トン
一五	五四三トン
一六	一〇、〇三四トン
一七	一四一、六五〇トン
一八	一六、四四五トン
一九	一、〇六三トン
二〇	五七二トン
二一	二七、一二四トン
二二	六六九トン
二三	六、一五六トン
二四	一八トン
二五	○トン
二六	六、二〇七トン
二七	一六、八六四トン
二八	八・三トン
二九	五二五トン

○農林水産省告示第六百二十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月二十四日付けで高知市中央卸売市場の位置及び取扱品目の変更を認可したため、当該中央卸売市場の開設に係る同法第八条の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第六百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十一万八百四十三トン
二　冷凍牛肉　三十一万四千五百七トン

○財務省告示第百四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十一万八百四十三トン
二　冷凍牛肉　三十一万四千五百七トン

○財務省告示第百四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十六万四千四百九トン
二　生きている豚及び豚肉等　六十六万四千四百四十トン